



# 埼玉県報

第 2720 号  
平成 27 年(2015 年)  
8 月 7 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）

### 告示

- 職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示(情報システム課)
- 埼玉县市町村電子申請サービス提供業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム課)
- 埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示(入札審査課)
- 災害オペレーション支援システム開発業務委託に関する落札者等の公示（消防防災課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 富士見都市計画ふじみ野公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築安全課）
- 県道飯能下名栗線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 平成 27 年度第 2 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十一号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改め、同条第二号中「次条第一項第七号」を「次条第一項第八号」に改める。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六第一項に規定する同法第八条第一項及び第七項の同意（同法第八条の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。）を得た山村振興計画に記載した森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要 な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内

第二条第二項ただし書中「前項第三号、第四号及び第七号」を「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」に改める。

附則第二項の表第二条第一項第一号及び第四号から第七号までの項中「第二条第一項第一号及び第四号から第七号まで」を「第二条第一項第二号及び第五号から第八号まで」に改め、同表第二条第一項第二号の項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改め、同表第二条第二項（同条第一項第三号に係る部分を除く。）の項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第一号及び第四号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年6月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額  
305,272,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年4月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年6月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
35,200,838円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第  
1項第1号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15  
番1号

3 落札者を決定した日

平成27年6月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

93,312,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年4月24日



# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

災害オペレーション支援システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県危機管理防災部消防防災課災害対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21

号

5 落札金額

41,958,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年5月26日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十号

平成二十七年七月の長雨及び台風第十一号に係る豪雨による災害を平成二十七年八月七日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十七年八月四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

ムサシ産業機械株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県熊谷市見晴町二〇六番地

ハ 代表者の氏名

江原 幸弘

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・特―二十三）第八八八八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

ロ 停止を命ずる期間

平成二十七年八月十九日から十月十七日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

ムサシ産業機械株式会社の社員は、埼玉県住宅供給公社発注の住宅給湯器取替工事ほか四件に関し、埼玉県住宅供給公社主幹に対して賄賂を供与したことにより、刑法第九十八条の贈賄罪で平成二十七年六月二十二日にさいたま地方裁判所から懲役十月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十二号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

上尾市

### 二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二五〇〇）

### 三 作業地域

上尾市内

### 四 作業期間

平成二十七年七月二十一日から平成二十八年三月十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十三号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

所沢市

### 二 作業種類

公共測量（所沢市都市計画基本図作成）

### 三 作業地域

所沢市全域

### 四 作業期間

平成二十七年七月十七日から平成二十八年三月二十五日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号で告示した富士見都市計画ふじみ野公共下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十二日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号、昭和五十五年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十四号、昭和五十九年埼玉県告示第千百三十九号、昭和六十一年埼玉県告示第千九十六号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百六十五号、平成二年埼玉県告示第千十五号、平成五年埼玉県告示第千三百五号、平成九年埼玉県告示第四百十七号の事業地のうち、ふじみ野市大井武蔵野、亀久保において事業地を変更する。

# 告示

## 埼玉県告示第九百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 許可しようとする建築物の建築の計画

#### イ 申請者

埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目三番六号

株式会社ホンダカーズ埼玉 代表取締役 若尾佳生

#### ロ 敷地の位置

埼玉県和光市本町四千四百二十九番四十八

#### ハ 建築物の用途

自動車整備工場、自動車販売店舗、事務所

### 二 意見の聴取の期日

平成二十七年八月二十三日（日）

午前十時〇〇分から

### 三 意見の聴取の場所

埼玉県和光市中央一丁目七番二十七

中央公民館 二階 講義室一



## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字原市場字原郷六三四番 一地从り同市大字上赤工字山根 三〇九番一地从りまで		区 間
七・四九〇 一九・五三	七・四九〇 一二・三八	敷地の幅員 (メートル)
一五〇・〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

#### 一 許可番号

平成二十七年三月二十三日

指令川建セ第二六〇〇七六一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年七月三十一日

川建セ第二七〇〇三〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字カニ山百三十四番二、百三十五番一、百三十五

#### 番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目十一番地三ザ・ハイツ新宿D棟一〇一

平沼 和明

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十七年七月二十三日

指令越建セ第二六〇〇四三一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年七月三十一日

越建セ第一九〇一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東五〇三番一、五〇四番七、五〇五番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市上蛭田二一三番地二 エムパレス豊春 一〇五号室

大塚 雅代

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十七年七月二十三日

指令越建セ第二六〇〇四二一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年七月三十一日

越建セ第一九一―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東五〇三番三、五〇四番六、五〇五番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市栄町一丁目一五九番地 谷山 智

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第160号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成27年8月7日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

#### ア 論文審査

平成27年9月8日（火）

#### イ 技能審査

平成27年9月19日（土）、10月6日（火）、10月7日（水）、10月8日（木）及び  
10月9日（金）

#### ウ 面接審査

平成27年10月13日（火）、10月14日（水）、10月15日（木）及び10月16日（金）

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

平成27年8月7日（金）から8月21日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

## 5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、坂戸市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十七年八月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
坂戸市コミュニティセンター	埼玉県坂戸市大字石井二千三百二十七番地五	坂戸市長	四百六十人



# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年八月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十七年八月十一日 午後二時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

三 議題

狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて